

戸塚小学校PTA専門部会に関する細則

- 第 1 条 会則 1 3 条に関する専門部についてはこの細則の定めるところによる。
- 第 2 条 専門部は戸塚小学校PTAの必要な事項について調査研究、立案等を行い理事会に答申するとともに、積極的に各専門部の目標に向かって活動推進をはかる。
- 第 3 条 部は、総務部との連絡係を 1 名おく。その選出は部員の互選とする。
- 第 4 条 部員の任期は 1 年とする。但し総務部の承認により延長できる。
- 第 5 条 専門部の運営設置について必要な事項は理事会の議を経て定める。

付 則 この細則は昭和 4 8 年 5 月 2 6 日より施行する。

会則一部改正 昭和 5 5 年 5 月 1 5 日
昭和 5 8 年 5 月 2 1 日
平成 9 年 5 月 1 7 日
平成 1 6 年 5 月 2 4 日
平成 1 7 年 3 月 1 7 日
令和 6 年 6 月 7 日

専門部会運営事項

1. 会 議 専門部会は必要に応じ随時開会する。
会議の招集は、部員の任意で招集する。
2. 構 成 専門部員は各部会に随時出席することができる。
3. 事 務 専門部は会計ノートを備えつける。
但し予算を持たない部は備え付けなくて良い。
必要な予算が生じる際は事前に総務部に申請を行う。
4. その他 運営上必要に応じ臨機の処置をとることができる。

会則一部改正 令和 6 年 6 月 7 日